

古賀市小規模事業者緊急支援金
「対象となる小規模事業者」

1. 古賀市内に主たる事業所、店舗を有すること。

- 常時使用する従業員数のうち、半数以上が古賀市内で従事していること。
- 古賀市内にある事業所の所在地が確定申告書類の写しや開業届等で確認できること。

2. 令和2年2月末までに開業しており、申請時において事業を営んでいること。

- 令和元年12月末までに開業している場合は、2019年確定申告書類の写しを提出できること。
- 令和2年1月以降に開業している場合は、開業届や営業許可など開業に関する公的書類の写しが提出できること。

3. 令和2年3月又は4月の売上が前年同月比で50%以上減少していること。

- 帳簿類の写しで売上高が確認できること。
- 前年比較が困難な場合は例外的に下記の条件とする。
 - 【例外1】令和元年12月末までに開業している場合で、開業1年1か月未満や店舗増加等で単純な売上高の前年比較が困難なときは、当該月を含まない直近3か月の平均売上高と比較する。
 - 【例外2】令和2年1月以降に開業している場合は、当該月を含まない直近2か月の平均売上高と比較する。

4. 常時使用する従業員の数以下の表に該当すること。

大分類	業種分類	従業員の数
製造業その他	①製造業、建設業、運輸業、宿泊業及び娯楽業その他の業種（②～③を除く）	20人以下
商業・サービス業	②商業（卸売業・小売業）	5人以下
	③サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）	5人以下

5. 個人で事業を営む者の場合は、生活保護を受給していないこと。

6. 法人の場合は、大企業・中堅企業・中小企業が、実質的に経営に参画していないこと。

7. 個人で事業を営む者の場合は、収入の半分以上が事業収入であることが2019年確定申告書類の写しで確認できること。

8. 暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。